

組合員資格の確認について

組合員の皆様におかれまして、次のような組合員資格の変更があった場合には、各支所まで問い合わせ、申し込みをお願いいたします。

【確認事項】

①氏名・住所の変更

②組合員資格の変更

『正組合員から准組合員への変更』

- ・農業を辞められた方、耕作面積が 10 アール未満になった方
- ・1 年のうち 90 日以上農業に従事しなくなった方
- ・農業経営を辞めた法人

『准組合員から正組合員への変更』

- ・10 アール以上の土地で農業を始めた方
- ・1 年のうち 90 日以上農業に従事する方
- ・農業経営を始めた法人

③その他の変更

- ・相続による名義変更が必要な方
- ・農業を辞めた方で農地利用集積計画にもとづき利用権を設定し、農用地利用改善事業実施団体の構成員となっている方

※組合員資格については、定款第 12 条による

【留意事項】

正組合員・准組合員の死亡による出資金相続加入手続きについて

組合員様の死亡による出資金相続加入については、お亡くなり後 60 日以内の手続きが必要となります。60 日を過ぎますと相続加入としての取扱いが出来なくなり、死亡脱退手続きの後、新たに新規加入の申し込みが必要となってまいります。

お手続きがまだお済でない方につきましては、早急に手続きをお願いいたします。

なお、貯金、共済、購買の取引につきましても名義変更等の手続きが必要となりますので併せてお知らせいたします。

詳細につきましては、各支所まで問い合わせ、申し込みをお願いいたします。

〔問い合わせ〕 東支所	TEL 0984-23-3419	須木支所	TEL 0984-48-2001
西支所	TEL 0984-27-1221	高原統轄支所	TEL 0984-42-2121
北支所	TEL 0984-23-3422	野尻統轄支所	TEL 0984-44-1044
中央支所	TEL 0984-23-1321	本所管理課	TEL 0984-23-1313